

関島社会保険労務士事務所便り

2018 年
5 月号

関島社会保険労務士事務所
（墨田葛飾地区中小企業者組合）
社会保険労務士・行政書士
関島 康 郎
〒125 - 0041
東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 1 2
電話：03-3609-7668
HP：http://www.srseki.info



（ネモフィラ）

社会保険・雇用保険の届に必要なマイナンバー

個人番号（マイナンバー）記入については、順次拡大されており、この3月5日からは、健康保険・厚生年金保険の届出様式に個人番号欄が設けられ、個人番号の記載がない被扶養者の適用届を受け付けてもらえなくなっています。

◆厚生労働省が省令で定める

厚生労働省は、平成30年1月30日に「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令」を公布し、平成30年3月5日から年金・健康保険関係の各種届出書に個人番号欄を新設しました。

従業員を採用し、社会保険（健康保険・厚生年金保険）に被保険者の届を出す場合、これまで、基礎年金番号がわからなくても住所が正しくあれば受け付けてもらえましたが、今後は、個人番号欄に、個人番号又は基礎年金番号いずれかの記入が求められます。

また、健康保険の被扶養者の適用を受ける場合、被扶養者の個人番号記載は必須となっています。「個人番号の記載がない場合は、当然に受けられる利益は制限される」と説明されており、個人番号の記載が不可欠になっています。

◆雇用保険は5月からマイナンバー記入

一方、雇用保険の手続きにおいては、「平

成30年5月以降、マイナンバーが必要な届出等にマイナンバーの記載・添付がない場合には、返戻しますので、記載・添付の上、再提出をお願いします。」（厚生労働省「お知らせ」）とされています。

雇用保険の以下の届出には個人番号の記載又は添付が必要になります。

◆マイナンバーの記載が必要な主な届

- ①雇用保険被保険者資格取得届
- ②雇用保険被保険者資格喪失届
- ③高年齢雇用継続給付受給資格確認票
- ④育児休業給付受給資格確認票
- ⑤介護休業給付支給申請書

◆個人番号登録届等の添付が必要な届

以下の手続きを行うときは、個人番号の登録・変更届の添付が必要です。

- ①雇用継続交流採用終了届
- ②雇用保険被保険者転勤届
- ③高年齢雇用継続給付支給申請書
- ④育児休業給付金支給申請書

◆従業員を採用したときマイナンバーを

各事業所においては、従業員を採用したときは、本人及びその扶養親族についてのマイナンバーとその番号カード等写しの確認書類の提供を確実に受け、厳重に保管しておくことが必要になっています。

入社した月に退職した従業員の社会保険料 厚生年金保険料のみ返却する

質問 4月1日に入社し、社会保険（健保・厚年）の被保険者となりましたが、2週間で退職してしまったので、2週間分の賃金を支払うときに社会保険料を控除しました。そうしたら、退職した従業員から、「国民健康保険と国民年金の手続きした時に、『保険料を4月分から納めてください。』と言われた。二重に納めることになりませんか？」と問い合わせがありました。どのようにしたらよいのでしょうか？

1 社会保険料納付の原則

社会保険料は月単位で計算します。被保険者期間は、資格を取得した日（入社日）の属する月から資格を喪失した日（退職日）の属する月の前月までです。

また、月の末日に退職した場合は、資格喪失日が翌月1日になりますので、退職した月まで保険料を納付します。

ただし、入社した月と退職した月が同じ場合（同月取得・喪失）は、1か月分の保険料を納めることになっています。

2 同月取得・喪失の場合の厚年保険料

ご質問のような同月取得・喪失の場合、従来は厚生年金保険料、国民年金保険料をそれぞれ納付していましたが、平成27年10月以降、国民年金保険料のみ本人が納付することになりました。20歳以上60歳未満は、国民年金の強制加入者のため、再就職して厚生年金の資格を取得しない限り、国民年金に加入することになります。

退職者が、厚生年金、又は国民年金に加入した場合、日本年金機構より「同月中に被保険者資格を取得・喪失された被保険者に関するお知らせ」という文書が届きます。還付手続きを行うことで、厚生年金保険料は、会社負担分、本人負担分あわせて会社へ還付又は保険料納付時に調整されます。

この場合、退職者へは会社から退職者に返金しなければなりません。

3 同月取得・喪失の健康保険料

健康保険料の場合の当月取得・喪失の扱いは、厚生年金保険料と異なります。資格を取得した日と資格を喪失した日が同月の場合、その月の分が必要になり、還付はありません。同月中に再就職して協会けんぽに加入しても、再就職先で健康保険料を控除されることとなります。

4 同月取得・喪失の実務上の扱い

厚生年金保険料を控除しないという処理もありますが、お勧めできません。

理由は、健康保険料は必ず控除しなければならないこと。また、退職者が国民年金への切り替え手続きを行わないなど、還付されないことがあります。こうしたことから、還付を受けた後に返金する流れが一般的です。

5 1日も勤めなかったときの保険料

入社するというので社会保険加入の手続きを行ったが、1日も勤務しないで入社を取り消すということがあります。この場合は、資格取得届の取消しの処理をすることになり、保険料は発生しません。

労働時間の適正把握は使用者の責務 新ガイドラインの主な内容

労働基準法は、労働時間、休日、深夜業等の規定を設けているところから、使用者は、従業員の労働時間を適正に把握し、労働時間を適切に管理する責務があると解釈されています。

しかし、現状は、サービス残業、割増賃金の未払い、残業の自己申告制の不適正運用などの問題が生じているところから、政府は、平成29年1月20日、「労働時間の適正な把握のための使用者向けの新たなガイドライン」を策定し、その徹底を図っています。

◆労働時間とは

賃金支払対象である労働時間は、使用者の指揮命令下に置かれている時間で、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たります。例えば

- ① 業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間
- ② 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間
- ③ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

[労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置]

◆使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること

(1) 原則的な方法

- ・使用者が、自ら現認することにより確認すること。
- ・タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。

(2) やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合

- ① 自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置等について、十分な説明を行うこと。
- ② 自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した在社時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。
- ③ 使用者は労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないこと。さらに36協定の延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、労働者等において慣習的に行われていないか確認すること。

◆賃金台帳の適正な調製

使用者は、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと（違反した場合30万円以下の罰金）。

などが示されています。

●2,848 事業所が違法な時間外労働

厚生労働省は、昨年 11 月に行った過重労働が疑われる事業所への集中取り締まりの結果を公表した。7,635 事業所のうち 2,848 事業所（約 37%）で違法な時間外労働があり、是正勧告を実施した。また、労災認定の基準とされる月 100 時間超の時間外労働があったのは 1,102 事業所（約 14%）だった。（4 月 24 日）

●2 割の健保組合が解散の恐れ

健康保険組合連合会は今年度の予算を公表し、平均保険料率は 9.215%（前年比 0.051 ポイント増）と 11 年連続で増加した。また、全国の 1,389 組の健保組合のうち 313 組合は協会けんぽの保険料率（平均 10%）を上回り、いつ解散してもおかしくない状況であることがわかった。（4 月 23 日）

●従業員がいる飲食店を原則禁煙＝都条例案

東京都は、健康増進法改正案と異なる内容の新たな受動喫煙防止条例案を明らかにした。条例案は客席面積に関係なく、従業員を雇っている飲食店は原則禁煙とし、都内の飲食店の約 84%が対象となる。6 月予定の都議会に案を提出する方針。（4 月 21 日）

●社会保障費抑制で「年金 68 歳」案

財政制度審議会（財務省の諮問機関）は、高齢化に伴って増え続ける医療や介護などの社会保障費の抑制について議論を始めた。財務省は、財政の負担を軽くするため、公的年金の支給開始年齢を現行の原則 65 歳から 68 歳に引き上げたり、医療や介護サービスの利用者負担を増やしたりする案を示した。公的年金を巡っては、2035 年以降に人口が多い団塊ジュニア世代が支給開始年齢の 65 歳を迎えるため、支給額の急増が見込まれている。（4 月 12 日）

●年金入力作業で別業者に再委託

日本年金機構の発表によると、年金の届出書入力作業を請け負った情報処理会社・恵和ビジネスが、契約に違反して別の業者に再委託を行っていたことが明らかになった。再委託されたのは保険料の納付免除や猶予の申請書の入力作業で、約 53 万 6,000 人分。申請書には、生年月日、氏名、前年所得などの記載がある。（4 月 7 日）

●働き方改革関連法案を閣議決定

政府は、4 月 6 日、働き方改革関連法案を閣議決定した。法案は労基法、安衛法、パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法、雇用対策法、労働時間等設定改善法、じん肺法の 8 本の労働法規の改正案が束ねられており、当初案から裁量労働制の適用業種拡大が削除され、法律による使用者の労働時間把握義務化などの修正が盛り込まれた。（4 月 6 日）

●社保未加入で建設業の許可を更新せず

国土交通省は、社会保険未加入の建設会社について、建設業の許可を更新しない方針を固め、建設業法の早期改正を目指して、今後施行時期などを詰めていく。審査の際に、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の保険料の納付証明書提出を義務付けると同時に、元請けから下請けに対して支払う法定福利費についてもチェックを強化する。（4 月 6 日）

